

# 令和7年第3回弘前市教育委員会会議録

日時 令和7年3月19日（水）

午後3時～午後3時16分

場所 岩木庁舎2階 多目的ホール

## ◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期の決定
- 5 臨時代理の報告・議案の審議

報告第3号 臨時代理の報告について（弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）

議案第3号 教育委員会管理職員に係る人事異動について

- 6 閉会宣言

## ◇付議事件

議事日程に同じ

## ◇出席者

- 1番 吉田 健 教育長、2番 日景 弥生 委員、3番 村谷 要 委員、  
4番 斎藤 由紀子 委員

## ◇欠席者

- 5番 伊東 重豪 委員

## ◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 成田 正彦、学校教育推進監 福田 真実、  
教育総務課長 高谷 由美子、学校整備課長 高山 知己、  
学校指導課長 工藤 利彦、学務健康課長 相馬 隆範、  
教育センター所長 成田 賴昭、生涯学習課長 原 直美、  
中央公民館長 中川 元伸、博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 熊谷 義昭、  
文化財課長補佐 小石川 透

## ◇出席事務局職員

- 教育総務課長補佐 中村 ゆかり

-----  
午後3時 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和7年第3回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は4名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に2番日景弥生委員と4番齋藤由紀子委員を指名いたします。

会期は本日1日としたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、報告が1件、議案が1件となっております。議案第3号は教育委員会管理職員に係る人事に関する事項であることから弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書の規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、議案第3号は非公開で審議することといたします。

#### ・報告第3号

○教育長（吉田 健） 報告第3号 臨時代理の報告、弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長（高谷由美子） 報告第3号 臨時代理の報告について、ご説明申し上げます。本報告は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大するとともに、青森県職員に係る給与制度の整備に準じ、教育関係職員の給料表を改定するなど、所要の改正をする条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したため、臨時代理したものであります。

本案の改正内容は、2点ございます。

1点目は、法改正により、育児のための時間外勤務の制限等について改正をするものであります。

第19条第2項の改正は、子を養育する職員が、当該子を養育するために請求した場合において、正規の勤務時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を、「3歳に満たない子のある職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」に拡大しようとするものであります。

新設する第22条の2及び第22条の3をご覧ください。

こちらは、仕事と介護の両立支援に係る規定を新設するもので、介護の必要を

申し出た職員への両立支援制度の個別周知や意向確認、介護に直面する前の早い段階での職員への制度に関する情報提供、制度を利用しやすい勤務環境の整備について規定するものです。

新旧対照表のその他の改正部分につきましては、法律の規定に合わせ、子や親の用語の範囲を明確化するなど、所要の整理をする改正内容となります。

2点目は、給料表の改定であります。国、県の勧告において、人材確保や組織パフォーマンスの向上、ワークスタイル・ライフスタイルの多様化への対応といった、人事管理上の課題に対応するために、基本給及び諸手当にわたり包括的に給与制度を整備する措置内容が勧告されたものであります。本条例の適用を受ける職員は教育委員会の指導主事等であり、当該職員の給与は県職員に準じていることから青森県職員に係る給与制度の整備に伴い所要の改正をするものです。

なお、本条例においては、給料表の改定のみで、諸手当については「県費負担教職員の例による」と規定されているため改正を要しないものであります。

給料表の改定の具体的な内容につきましてご説明をいたします。

資料の左半分が教育職給料表（1）、右半分が教育職給料表（2）となっており、それぞれについて左側が改正後の給料表、右側が改正前の給料表となっています。なお、教育職給料表（1）は高等学校の教諭等から指導主事となった職員に、教育職給料表（2）は小・中学校の教諭等から指導主事となった職員及び児童の指導員等に適用される給料表であります。

具体的な改定の内容としては、教育職給料表（1）の学校の教頭相当の2級及び校長相当の3級の1号から16号、教育職給料表（2）の教頭相当の3級の1号から12号、校長相当の4級の1号から16号をカットして、それぞれの初号の額を引き上げる改定内容となっており、管理職の重い職責を反映した給料水準とするとともに、昇格時に給料が大きく上がる仕組みとしたものです。

改定後の給料表への切替えについては、改正条例案の附則別表にあてはめて行いますが、資料3にその具体例を2つ示しております。

例1は、給料表のカットされる号給が適用されていた場合の例となります。改定前に3級5号の33万2千2百円が適用されていた職員は、改定後は3級1号の34万8千7百円が適用されることとなり、給料月額は1万6千5百円の引上げとなります。例2は、給料表のカットされる号給以外の号給、資料3の色がついている号給が適用されていた場合の例となります。改定前に3級21号の36万2百円が適用されていた職員は、改定後は3級9号の36万2百円が適用されることとなり、給料月額は同額となります。

なお、現在在籍している職員で例1に該当して給料月額が引上げとなる職員はありません。

本条例の施行期日は令和7年4月1日となります。

説明は以上であります。

- 教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。
- 2番（日景弥生委員） 労働環境が改善されるということでいいことだと思います。むしろ、育児のための時間外勤務の制限等の対象となる職員の範囲の拡大については遅いとも感じます。しかし、前進しているという状況を考えればよかったですと捉えたいと思います。
- 教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。
- （「なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） 報告第3号を承認することにご異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第3号は承認されました。

・議案第3号

- 教育長（吉田 健） それでは、議案第3号の審議に入りますが、先ほど決定したとおり、審議は非公開といたしますので、関係者以外の退室をお願いいたします。（関係者以外退室）
- 教育長（吉田 健） 議案第3号 教育委員会管理職員に係る人事異動について、事務局から説明をお願いします。
- （非公開で審議 — 原案どおり可決）

- 教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和7年第3回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後3時16分 閉会

---

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課長補佐 中村 ゆかり

弘前市教育委員会

署名者　　日　景　　弥　生

署名者　　齋　藤　　由紀子